

診療記録等の開示・複写案内

2023年10月1日

社会医療法人有隣会 東大阪病院

理事長

当法人では患者様と診療に関する情報を共有し相互の信頼関係を深める事により、より良い医療を提供する事を目的として、診療記録等の開示をおこなっております。

医療機関・介護事業者職員は、刑法により業務上知り得た人の秘密を漏らした時は、懲役または罰金に処せられます。

医療機関・介護事業者には、患者様の個人情報の守秘義務があります。また、診療記録等の開示によって知り得た患者様の個人情報については、自己責任で十分管理して頂くようお願い致します。

- (1) 診療記録等の開示や複写に際し、別紙申し込み書をご記入の上、各事業者までご提出下さい。
- (2) 当法人所定の手続きの後、申請者に対し開示や複写の可否のご連絡を差し上げます。なお、即日の開示やお渡しは出来ませんので予めご了承ください。
- (3) 開示(閲覧)・複写物の受け渡し(郵送・代理人は不可)については申請者ご本人のみとさせていただきます。そのため、ご本人である確認のため申請時と開示(閲覧)・複写物の受け渡し時に身分証明書となるもの(運転免許証、印鑑証明書、健康保険証、パスポート等)をご用意下さい。
- (4) 開示(閲覧)及び複写物の受け渡し等のご用意が出来れば、後日連絡させていただきます。
- (5) 開示にかかる費用は開示手数料3,300円(消費税込)と以下の付加料金をご請求いたします。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ①一般紙複写料(1枚につき) | 22円(消費税込) |
| ②診療記録のCDデータ(1枚につき)※画像データを除く | 1,100円(消費税込) |
| ③画像CDデータ(1枚につき) | 1,100円(消費税込) |
| ④画像フィルム(1枚につき) | 2,750円(消費税込) |

※③画像CDデータ、④画像フィルムのみの場合は開示手数料はかかりません。